

集団的自衛権行使の容認は「憲法破壊であり立憲主義の否定」

2025
9.19

安保法制 強行から 10 年

戦後の安全保障法制を根幹から覆し、米軍のあらゆる戦争への参戦に道を開いた安保法制＝戦争法の強行から、9月19日で10年になります。

日本が米中覇権争いの「最前線国家」にされようとする今、日米の一体化はどこまで来たのでしょうか。



国会を取り囲み、戦争法廃案、安倍首相退陣を求めてコールする人たちは 2015 年 8 月 30 日、国会正門前

共同訓練 質量とも強化

安保法制の下で、質量ともに強化されているのが、米軍をはじめとする他国軍との共同訓練です。

2021年に始まった陸上自衛隊と米海兵隊の「レゾリュート・ドラゴン」は、当初は北海道・東北で行っていましたが、23年から南西諸島で重点的に実施。特に沖縄を中心にミサイル部隊を展開しています。24年には陸上自衛隊の長射程ミサイル「12式地対艦誘導弾」を石垣、宮古島、沖縄本島で、25年には米軍の最新型ミサイルや防空システムを石垣島などに展開します。

日米共同による指揮機関訓練を九州・沖縄の各地で行い、自衛隊を米軍の指揮下に置く「指揮機能の統合・強化」を具体化しています。規模も25年は1万9200人と、2年前より3倍に増えました。

司令部統合で“完成形”

自衛隊では18年ごろから「統合司令部」設置へ研究を開始。今年3月、陸海空部隊を束ねる統合作戦司令部が発足しました。さらに、現在は基地管理など行政的な権限しか有していない在日米軍司令部を、「戦闘司令部」に更新する計画も進行しています。

安保法制の主な内容

【存立危機事態法】

＝集団的自衛権の「限定的行使」

【重要影響事態法】

＝「戦地」で米軍などを兵站支援。弾薬の提供、戦闘行動に発進中の航空機への給油・整備も

【自衛隊法95条の2】

＝米軍などを「防護」。必要な場合、武力行使も

【改定国際平和協力法】

＝他国軍が攻撃された際の「駆けつけ警護」「宿営地共同防護」を追加

【国際平和支援法（海外派兵恒久法）】

＝特措法を制定しなくても他国軍の支援などのため海外派兵が可能に

その他：米軍等行動関連法、特定公共施設利用法、海上輸送規制法、捕虜取り扱い法、船舶検査法、国家安全保障会議設置法

「軍事優先国家」に変貌

22年12月、岸田政権が、戦後の安保政策を「実践面から大きく転換」とした安保3文書を決定。歴代政権が「違憲」と判断してきた敵基地攻撃能力の保有や、憲法に基づく「平和国家」の理念から、「国内総生産（GDP）比1%」に抑えてきた軍事費の「GDP比2%」＝2倍化、年11兆円規模への道に踏み出しました。

並行して、日本は軍事が大手を振って歩く「軍事優先国家」に変貌。（1）空港・港湾の軍事利用と地方自治体の軍事動員（改定地方自治法）（2）学問の軍事動員（改定学術会議法、軍事研究の加速）（3）武器売上の加速と軍需産業の育成（4）市民監視・情報統制の強化（特定秘密保護法、共謀罪法、改定ドローン法、土地利用規制法、経済秘密保護法、能動的サイバー防御法の強行）（5）自衛官募集の拡大といった動きが加速していきました。

今こそ、「違憲の安保法制は廃止」の声を大きく広げましょう

国際情勢に照らしても、安保法制の危険性はますます高まっています。

「憲法9条を生かした平和外交を」「軍拡より暮らしを守れ」の声を一緒にあげましょう。



参議院議員（東京選挙区選出）

やまぞえ・たく

山添 拓

日本共産党

東京
民報

ご連絡・ご要望は 03-5972-1621、FAX 03-5972-1590

2025年9月号外 日本共産党東京都委員会の見解を紹介します。

発行 / 東京民報社（港区芝 1-4-9 平和会館5階）1965 年 11 月 12 日第三種郵便物認可